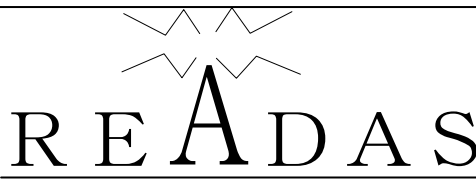


第 5381 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月 6日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅取得等資金の贈与と住宅借入金等特別控除の適用

Q：私は、父親からもらったお金と銀行借入金で自宅を購入する予定ですが、父親からもらったお金について住宅取得等資金の贈与の適用を受けるつもりですが、この場合、住宅借入金等特別控除の適用はどのようになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

住宅借入金等特別控除の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、住宅の取得等に係る借入金の金額が住宅の取得等に係る対価の額を超える場合、その「住宅の取得等に係る対価の額」を「住宅借入金等の金額の合計額」としてされています。

そして、この「住宅の取得等に係る対価の額」については、住宅取得等資金の贈与の適用を受ける場合には、その適用を受ける贈与に係る金銭の額を「住宅の取得等に係る対価の額」から控除した額となっています。

したがって、住宅借入金等特別控除の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、次のいずれか低い金額となります。

- ①住宅取得等に係る借入金の金額
- ②住宅の取得等に係る対価の額から住宅取得等資金の贈与に係る金銭に相当する額を控除した金額

